

文書名	認定業務規程別表 1
管理番号	B 0 1 - 0 6
承認日	2017年7月26日

認定業務規程別表 1 認定手数料の額および徴収方法（第 9 条関係）

1. 認定手数料

有機農産物についての生産行程管理者

ほ場・採取場・栽培場（原木林地栽培）の申請ほ場面積
30a以内／37,800円。以降30aごとに3,240円を加算する。

施設栽培きのこ・スプラウト類

個人の生産行程管理者／ 64,800円

団体及び法人の生産行程管理者／108,000円

- ・グループ申請の場合は2名以降1名につき12,960円を加算する。
- ・グループ申請でなくても申請ほ場等が複数県にまたがるなど広範囲の場合は地区ごとに2地区以降1地区について12,960円を加算する。

有機加工食品についての生産行程管理者

個人の生産行程管理者／ 64,800円

団体及び法人の生産行程管理者／108,000円

小分け業者

個人の小分け業者／ 64,800円

団体及び法人の小分け業者／108,000円

※ただし二種類の農林物資について小分けする事業者にあっては一方の認定手数料を半額に減免する。

2. 認定手数料の徴収方法

申請書受理通知が当該登録認定機関から申請者に届いてから10日以内に郵便振替もしくは銀行振込にて納付する。

（附則）

1. この別表は2010年3月1日より施行する
2. 2013年2月23日改定
3. 2014年2月11日改定。同年4月1日より発効
4. 2014年6月28日改定
5. 2017年1月31日改定
6. 2017年7月26日改定